

相続領域における規制改革要望

2023年2月22日

一般社団法人 信託協会

- 1 相続領域における規制改革・税制改正 要望サマリー
- 2 金融機関における相続手続きの流れ
- 3 戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証
- 4 遺産分割協議書等の電子化

Appendix

1. 相続領域における規制改革・税制改正 要望サマリー

戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証

規制改革

現況

- ・ 相続人は、法定相続人の証明のため、行政・金融機関に被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍謄本等を提出
- ・ 被相続人の戸籍謄本等を本籍地ごとに交付を申請、それぞれの市区町村ごとに出頭または郵送で手続き
- ・ 令和6年3月より電子化された戸籍謄本等は、本籍地以外の市区町村で取得が可能(以下、「広域交付」という)となる見込み

要望事項

- ・ 広域交付における戸籍謄本等の対象範囲を可能な限り拡大(除籍を記載、改製原戸籍を含むなど)
- ・ 戸籍謄本等をスマホ・WEBから取得、金融機関や税務署等の役所への提出もオンラインで完結
- ・ 法務局の法定相続情報証明制度をオンライン化、法定相続情報一覧図に電子証明書を付与

遺産分割協議書等の電子化

税制改正

現況

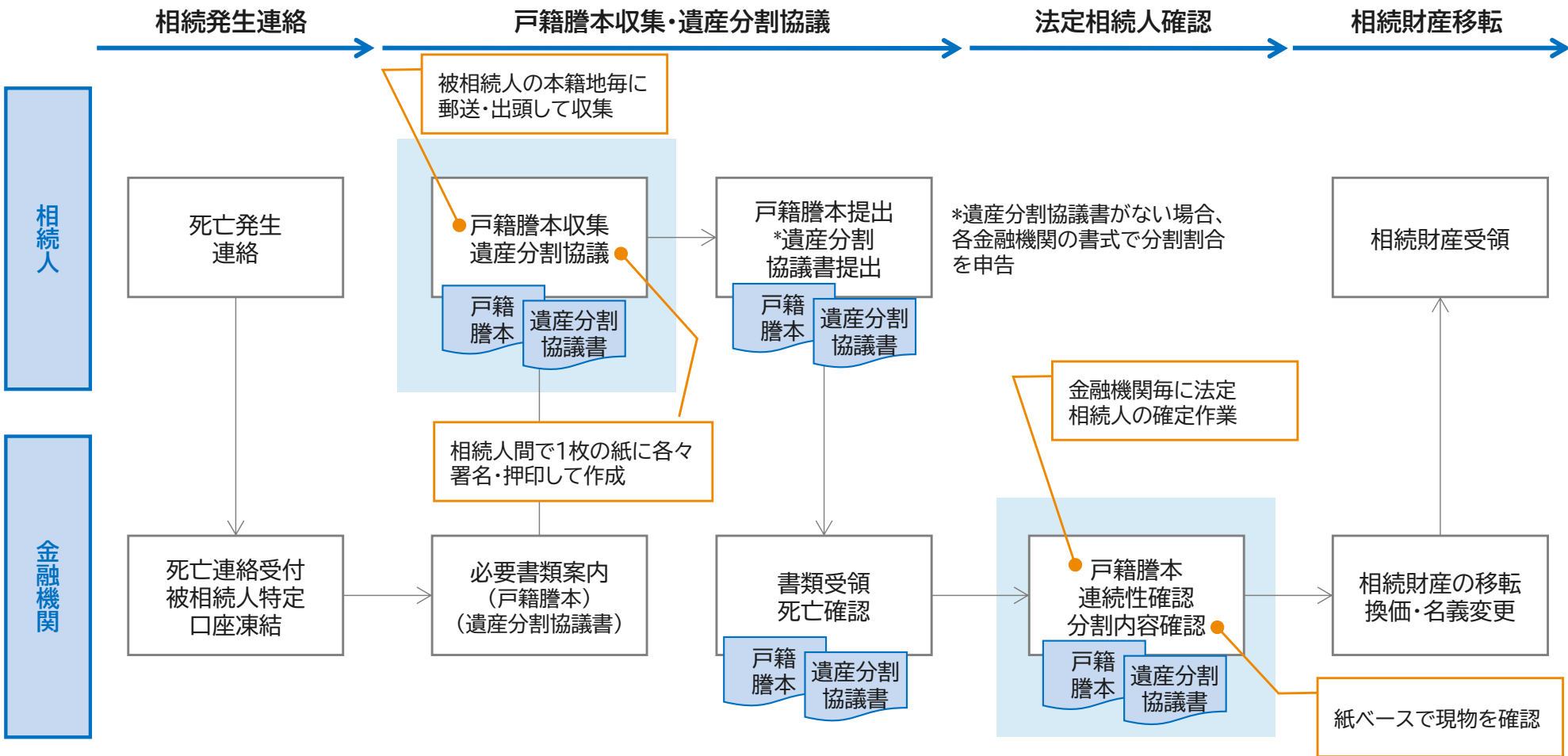
- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減特例等を受けるためには、相続人全員の署名・実印押印がなされた遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書の提出が引き続き義務付けられている
- ・ 署名・実印押印が必要となるため、紙媒体での作成が必須となり、金融機関等も紙媒体で受付→精査している

要望事項

- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減特例等の適用に必要な遺産分割協議書への署名・実印押印及び印鑑証明書添付について、公的個人認証サービスを用いた電子契約に代替
- ・ 遺産分割協議に係る電子契約とマイナンバーカードによる公的個人認証サービスを紐づけ真正性を担保することにより、相続手続きを簡略化し、デジタル社会の構築に貢献

2. 金融機関における相続手続きの流れ

- 金融機関では、口座保有者が死亡した際、「法定相続人」「相続財産の分割方法」の確認を経て、資産移転を図っている
- 相続人はエビデンスとして、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍謄本・遺産分割協議書を提出
- 戸籍謄本・遺産分割協議書は、それぞれ紙媒体での発行・作成となっており、真贋判定のため、現物を確認している



3. 戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証

広域交付の対象拡大

- 広域交付における戸籍謄本等の対象範囲を可能な限り拡大(除籍を記載、改製原戸籍を含むなど)

相続人

相続手続きで必要となる戸籍謄本や改製原戸籍が1つの市区町村にて取得可能、取得負担を軽減

金融機関

戸籍謄本等の提出漏れが減少、督促・管理コストの削減、相続事務の早期化→迅速な資産移転へ

戸籍謄本の電子申請・交付

- 戸籍謄本の発行申請・受領をオンライン完結、電子証明書付の戸籍謄本を発行

相続人

市区町村への出頭・郵送での手続きが無くなり、スマートフォン等のデバイスで申請→受領が可能

金融機関

電子証明書付の戸籍謄本をオンラインで受領、真贋判定が可能となり、相続手続きのペーパーレス化が可能に

法定相続情報一覧図の電子申請・交付

- 戸籍謄本の電子化を受け、法定相続情報一覧図の電子申請・交付を実現、更なる利用促進へ

相続人

法務局への出頭・郵送での手続きが無くなり、スマートフォン等のデバイスで申請が可能、より制度利用が身近に

金融機関 ・行政

相続人による法定相続情報一覧図の利用増加により、法定相続人特定作業が減少→事務コスト削減

3. 戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証

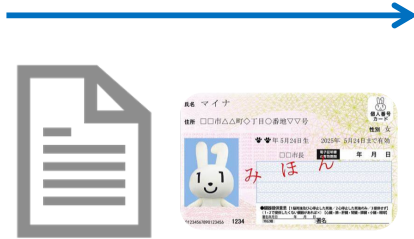
戸籍謄本 電子申請・交付

①マイナポータルログイン



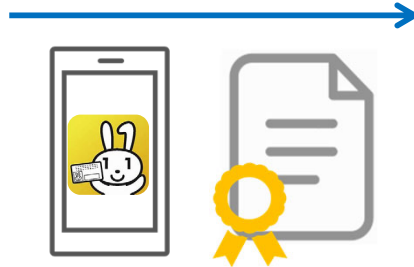
マイナポータルアプリDL
マイナンバーカードでログイン

②電子申請



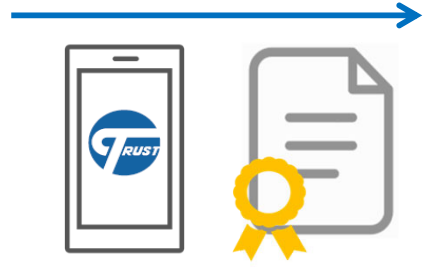
申請フォーム入力
マイナンバーカードで電子署名

③電子交付



マイナポータルログイン
戸籍謄本等(電子証明書付)受領

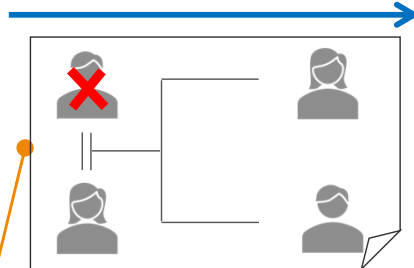
④金融機関・行政あて提出



金融機関・行政(税務署・法務局等)
戸籍謄本等(電子証明書付)提出

法定相続情報一覧図 電子申請・交付

①法定情報一覧図作成



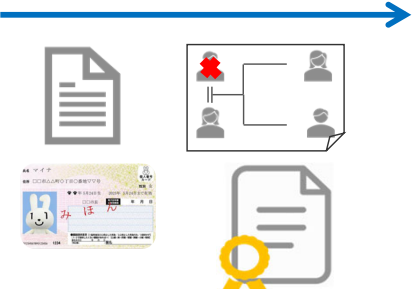
法定情報一覧図の作成は難易度が高い
「信頼できる第三者」のように作成を支援する仕組みも普及のポイント

②マイナポータルログイン



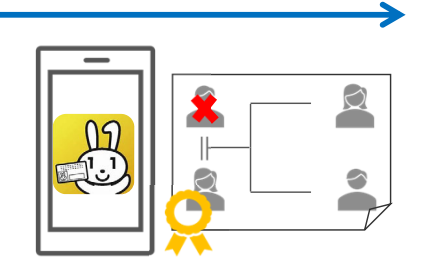
マイナポータルアプリDL
マイナンバーカードでログイン

③電子申請



申請フォーム入力
戸籍謄本等(電子証明書付)提出
法定相続情報一覧図提出
マイナンバーカードで電子署名

④電子交付



マイナポータルログイン
法定相続情報一覧図(電子証明書付)受領

4. 遺産分割協議書等の電子化

- 相続税の軽減特例等の適用時の遺産分割協議書について電子証明書付の電子媒体での提出を可能に

相続人

- ・ 隔地間になりがちな相続人間の遺産分割協議書の協議 → 作成が場所の制約なく可能に
- ・ 相続税もe-Taxの提出でオンライン完結、不動産相続登記時の登記ねっと活用がより進展

金融機関

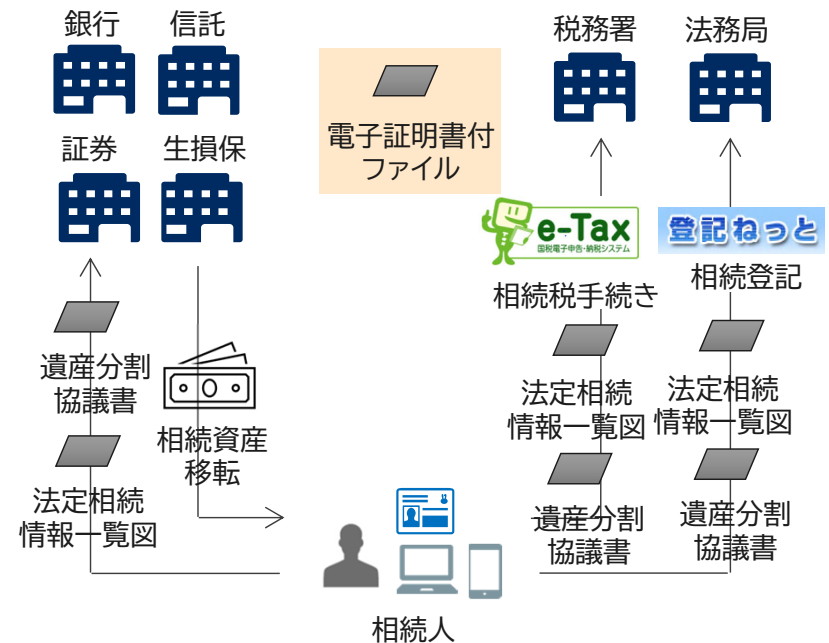
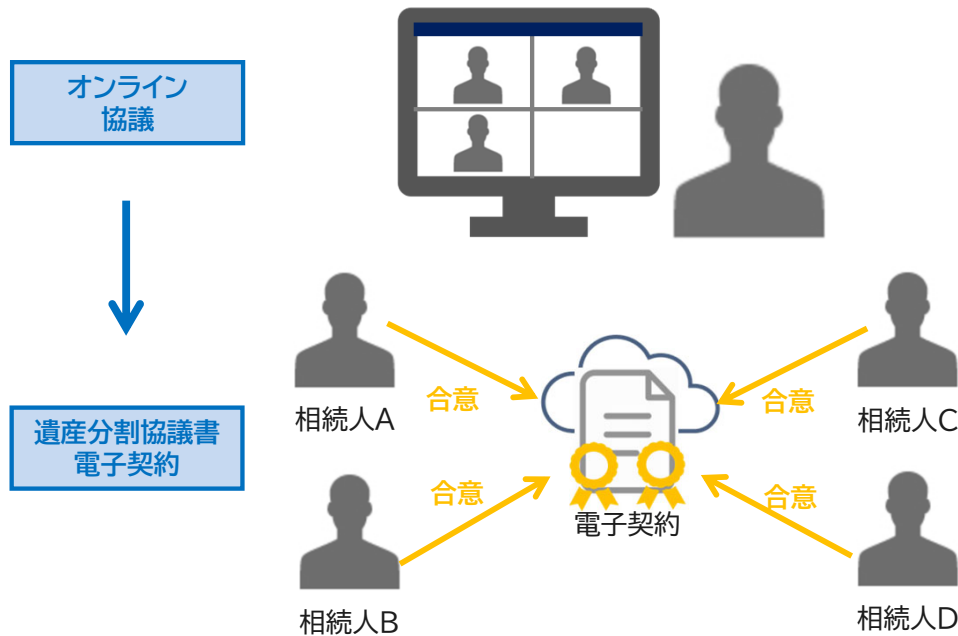
- ・ 遺産分割協議書をオンラインにて受付が可能に(相続人の電子媒体利用拡大に伴う対応)
- ・ 遺産整理では、受任者がとりまとめる遺産分割協議書の作成が電子契約で可能となり、負担軽減 → 手続き迅速化

オンライン遺産分割協議

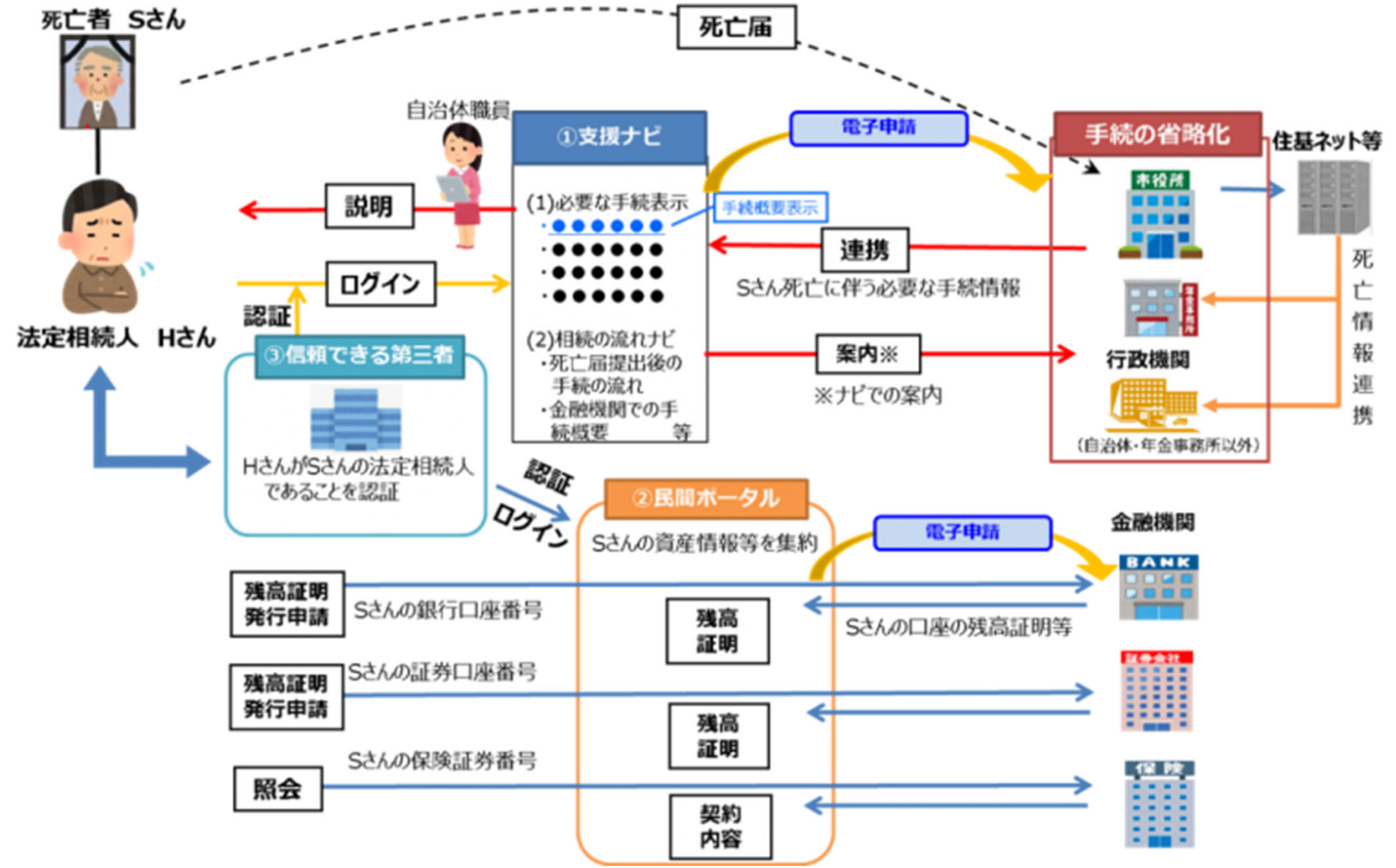
- 遺産分割協議をオンライン面談ツールで実施
- 協議結果を電子契約で締結し、電子証明書付きの遺産分割協議書を作成

オンライン受付

- 遺産分割協議書の電子化により、金融機関の相続手続きオンライン化が促進
- 相続税・相続登記においても同様にオンライン化が進み、相続手続全体の効率化へ



Appendix

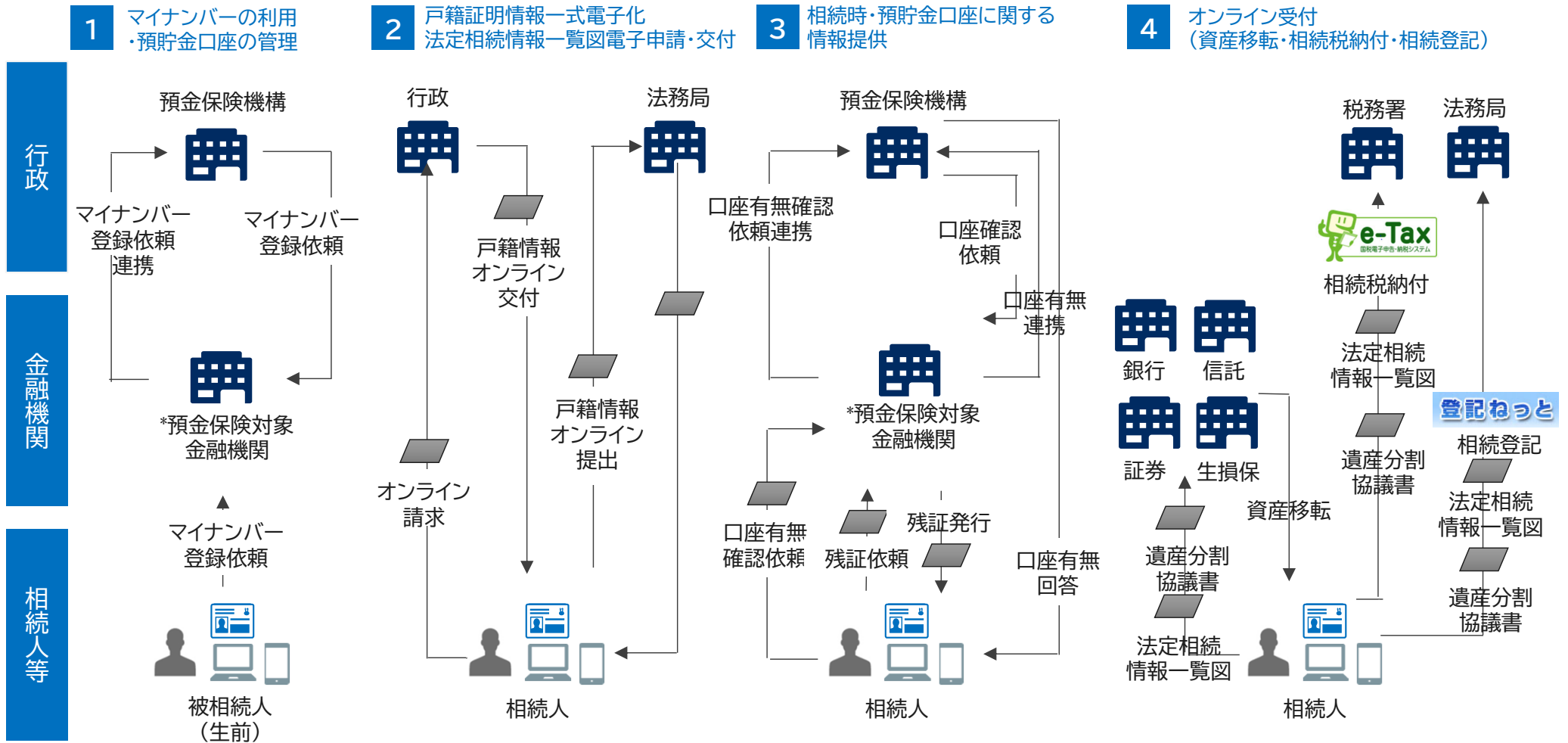


(出典)デジタル庁_政策_死亡・相続ワンストップサービス

Appendix 死亡・相続OSS 金融機関手続き

- 資産情報等の集約は、マイナンバーを活用した各施策にて金融機関の口座有無の特定が可能になる見込み
- 預金保険対象金融機関に限られ、証券会社・生損保は対象外

1	3	法令公布済み
2	4	今回要望事項



*都市銀行・信託銀行・地銀・新業態銀行等・信金・信組・労金・連合会・商工中金